

2014年度C日程入試 商法

【出題趣旨】

＜提案権の行使と株主名簿閲覧請求＞

- ①「甲社が所有する原子力発電所をすべて廃炉にすること」という提案は、公開会社では本来株主総会の決議事項とならない（提案の内容は取締役の業務執行に係わるもの）ため、定款の変更という形で提案する必要があることを理解していること。
- ②本問の提案は会社法303条（以下、条文はすべて会社法）の議題（追加）提案であることを理解していること。
- ③甲電力会社は公開会社として、303条2項の要件を充足する必要があるが、それに気づいていること。
- ④本問では、305条1項の議案の要領を記載すべきことを請求することが問題となっていることを理解していること。
- ⑤株主名簿の閲覧請求について125条2項の要件を充足しているかどうか、さらに同条3項の拒絶事由に該当しないかどうかを検討していること。
- ⑥関連する条文を挙げていること。

【採点基準】

25点満点ですが、採点基準としては、(1)を15点、(2)を10点とした。

- ①電力会社は、公開会社であることは明かであることから、株主総会で取り上げられる事項は法令・定款に定めた事項に限られる（295条2項）。その結果、株主としては、定款変更という形で、つまり定款変更という議題を総会に取り上げるべきだという議題の（追加）請求権の行使が問題である（303条）ことに触れる必要がある。
- ②303条2項の要件を充足しているかどうかを検討する必要がある。
- ③提案内容の要領を記載して株主に通知すべきことを請求する305条1項が問題となることに触れている必要がある。また、305条1項の要件を充足しているか否かにも触れておく必要がある。
- ④他の株主に委任状を送付するために、株主名簿の閲覧を求めている（125条2項）が、それが認められるための要件および会社の拒絶事由（同条2項・3項）にも触れておくことが必要になる。とくに、拒絶事由については、同条3項1号が問題となることを指摘する必要がある。

【採点講評】

- ① 25点満点で、最高は20点、平均は13点であった。
- ② 「原発の廃炉を求める」提案が、定款変更の提案で指摘している答案はごく少なかったが、減点対象とはしなかった。
- ③ 関連条文が見つければ、その当てはめは比較的容易であるが、少数ながら、条文を読み違えたり（たとえば、305条1項の議案の要領記載請求において、請求する株主が他の株主に自ら通知する、といった読み方をしている）、権利行使の要件をチェックしていない答案があった。
- ④ 問題その者は基本的なもので、条文への当てはめも比較的容易であったが、商法の試験問題に限らないが、基本となる重要な条文については、丁寧に読むことはぜひ心がけてほしい。